

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 〔略〕</p> <p>(補助事業の変更等)</p> <p>第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、別表第3に定める補助金変更承認申請書及び関係書類を所長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 施行箇所の変更</p> <p>(3) 施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止</p> <p>(4) 施行箇所ごとの工種別事業量の30パーセントを超える増減</p> <p>(5) 施行箇所ごとの工種別工事費の30パーセントを超える増減</p> <p>(6) 補助事業者の補助金総額の変更</p> <p>第6条～第17条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和43年度から適用する。</p> <p>2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1. この要綱は、昭和50年10月1日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1. この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行し、昭和59年度の補助金から適用する。</p>	<p>第1条～第17条 〔略〕</p> <p>(補助事業の変更等)</p> <p>第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、別表第3に定める補助金変更承認申請書及び関係書類を所長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業主体の変更</p> <p>(2) 施行箇所の変更</p> <p>(3) 施行箇所ごとの工種(農地については田、畑及びわさび田の区分並びに農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止</p> <p>(4) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減</p> <p>(5) 施行箇所ごとの工種別工事費の30%を超える増減</p> <p>(6) 補助事業者の補助金総額の変更</p> <p>第6条～第17条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和43年度から適用する。</p> <p>2 この要綱の施行前に、補助事業について知事のなした処分その他の行為はこの要綱によってなされたものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1. この要綱は、昭和50年10月1日から施行し、昭和50年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1. この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、昭和57年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和60年3月1日から施行し、昭和59年度の補助金から適用する。</p>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成10年3月25日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 11 年8月1日から施行し、平成 10 年度事業繰越分から適用する。ただし、第5条については、平成 11 年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成23年10月14日から施行し、平成23年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年9月7日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p>別表 1 から別表 3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成10年3月25日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 11 年8月1日から施行し、平成 10 年度事業繰越分から適用する。ただし、第5条については、平成 11 年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成23年10月14日から施行し、平成23年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年9月7日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>別表 1 から別表 3 (略)</p>